

徳島県教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第二教職員課の表第五項第二十九号中「から第二十七条まで」を「、第二十六条」に、「及び」を「又は」に改める。

別表第二福利厚生課の表第五項第十一号中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同項第十七号中「第十九条」を「第十九条第二項」に改める。

別表第二人権教育課の表第六項第一号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条」に改める。

別表第二生涯学習課の表第一項第一号を次のように改める。

1 法第五条第三項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する基本構想の作成について協議すること及び同条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により公表すること。	教育長
--	-----

別表第二生涯学習課の表第一項第二号を削り、同表第二項第一号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条」に改め、同項第四号中「実施する」を「行う」に改め、同表第四項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同表第五項中「（昭和二十四年法律第二百七号）」を削り、同項第一号中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「の規定」を「において準用する法第九条の六の規定」に、「公民館職員」を「公民館の職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第十三号中「博物館学芸員の無試験認定の受験者」を「学芸員の審査認定を受けることができる者」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

22 博物館法施行規則第二十三条第一項の規定により設置者から提出された指定申請書を受理すること。	課長
23 博物館法施行規則第二十四条第一項第二号から第四号までに規定する基準を定めること。	教育長
24 博物館法施行規則第二十五条の規定より設置者からの指定施設が同規則第二十四条第一項に規定する要件を備えなくなった旨の報告を受理すること。	課長
25 博物館法施行規則第二十六条の規定により指定施設に対し、必要な報告を求めること。	課長

別表第二生涯学習課の表第五項第十二号中「第二十九条」を「第三十一条第四項」に、「博物館に相当する施設に対して」を「設置者に対し」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十一号中「第二十八条」を「第三十条」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

17 博物館法第三十一条第一項第二号の規定により博物館に相当する施設として指定すること。
教育長

18 博物館法第三十一条第二項の規定により指定施設についての指定を取り消すこと。
教育長

19 博物館法第三十一条第三項の規定により博物館に相当する施設として指定又は指定の取消しをした旨を公表すること。
課長

別表第二生涯学習課の表第五項第十号中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「対して」を「対し」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第九号中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館の」を削り、「廃止届」を「廃止の届出」に、「当該博物館に係る」を「当該届出に係る博物館の」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第八号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「設置者の変更等の」を「変更の」に、「登録事項」を「当該届出に係る登録事項」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

10 博物館法第十六条の規定より設置者から提出された博物館の運営の状況に関する定期報告を受理すること。
課長

11 博物館法第十七条の規定により設置者に対し、博物館の運営の状況に関する報告又は資料の提出を求めること。
課長

12 博物館法第十八条第一項の規定により設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告し、及び同条第二項の規定により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
教育長

別表第二生涯学習課の表第五項第六号中「第十二条の規定により登録要件を備えているかどうかを審査し、及び登録を行なうとともに、その旨を当該申請者に通知し、又は登録しない旨」を「第十三条及び博物館の登録に関する規則（令和五年徳島県教育委員会規則第三号）第三条の規定により登録の申請内容を審査し、博物館法第十一条の登録を行い、及び同法第十四条第二項の規定によりその旨」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 博物館法第十四条第二項、第十五条第二項、第十九条第三項又は第二十条第二項の規定により博物館の登録、変更登録、登録の取消し又は登録の抹消をした旨を公表すること。
課長

別表第二生涯学習課の表第五項第五号の次に次の一号を加える。

6 博物館法第十三条第一項第三号から第五号までに規定する基準を定めること。
教育長

別表第四全国高校総体推進室の表を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。